

Press Release



報道関係者各位

平成 29 年 3 月 24 日

健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室

室長補佐 清水 彰 (内線 2315) 係 長 若松 英和 (内線 2317)

(電話代表) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2207

平成27年度原子爆弾被爆者実態調査の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、「平成 27 年度原子爆弾被爆者実態調査」の結果を取りまとめました。

原子爆弾被爆者実態調査は、昭和 20 年 8 月に広島、長崎に投下された原子爆弾による被爆者の生活、健康等の現状を把握することを目的に、昭和 40 年度から 10 年ごとに実施しており、今回で 6 回目となります。

国内調査では、平成27年9月1日現在の被爆者のうち、38,653人から回答があり(抽出率30%、回収率73.2%)、国外調査では、平成27年9月1日現在の被爆者のうち、2,758人から回答がありました(全数、回収率81.0%)。

【国内調査結果のポイント】※詳細は、別添の概要をご覧ください。

1 平均年齢

平均年齢は 80.1歳(男性 79.0歳、女性 80.9歳。年齢不詳を除く)となっており、平成 17 年度調査の 73.5歳(男性 72.5歳、女性 74.3歳)と比較して 6.6歳年齢が高くなっている。(P3-1-(2))

2 就業及び所得の状況

平成 27 年 10 月中に少しでも収入を伴う仕事(自営業、常雇者及び臨時的な仕事)をした者は 12.3% (男性 18.7%、女性 7.9%) であり、平成 17 年度調査 (20.3%) と比較すると 8.0%減少している。また、平成 26 年の 1 年間における世帯の税込み所得額は、300 万円未満が 59.2%であり、平成 17 年度調査 (48.2%) と比較すると 11.0%増加している。(P7-図 5、P8-図 7)

3 被爆者援護法による手当の受給状況

平成27年10月現在、被爆者援護法による手当を受けている者は、93.0%(男性92.5%、女性93.3%)であり、世帯の所得階級が低いほど手当を受けている者の割合が高くなっている。(P9-図8、図9)

4 受療の状況

平成 27 年 10 月の 1 か月間に、入院していた者は 9.1%、在宅で医療を受けていた者は 3.1%、病院・診療所(歯科を含む)へ通院した者は 76.8%、入院も通院もしなかった者は 8.5%となっており、平成 17 年度調査と比較すると、入院していた者、在宅で医療を受けていた者が増えている。 (P11-図 11)

5 介護等の状況

自宅に住んでいる者のうち、日常生活を送る上で、だれかの手助けや見守りが必要な者は、29.7% (男性 22.6%、女性 34.9%) となっており、そのうち、寝たきりの者(日中もベッド上での生活が主体である者及び1日中ベッド上で過ごす者)が21.8%となっている。(P12-図 12、P13-図 13)